

## 第16回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和5年6月14日(水) 午後 3時57分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 令和5年6月14日(水) 午後 4時32分

### 4. 出席委員(1人)の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 辞職	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

### 5. 欠席委員(0人)

なし

### 6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第57号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について  
議案第58号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について  
議案第60号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第61号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第62号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
議案第63号 鶴田町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について  
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第38号 令和4年度事務報告について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 鈴木秀樹	総括主幹 貴田尚人	主事 蒔苗一輝
-----------	------------	-----------	---------

### 8. 会議の概要

開会 午後3時57分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これより、第16回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。  
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、15番瀬戸弘之委員と、1番鈴木照子委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、鈴木次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。  
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。  
本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

議長 それでは議案の審議に入りますが、議案第57号から議案第63号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。  
まず、最初に議案第57号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案第57号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。  
農地法第5条第3項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。この件は1件です。場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。土地の表示は、○○○○○○○○○○、地目は畑で面積は281㎡となっています。申請理由は、普通住宅建築のためとなっています。農地区分につきましては第1種農地となっています。第1種農地は原則不許可ですが、周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されると判断されるため、不許可の例外に該当するので許可相当と認められます。  
以上です。

議長 それでは議案第57号について、現地調査した委員から報告をお願いします。  
1番鈴木照子委員。

鈴木委員 はい、1番鈴木です。それでは、報告いたします。  
去る6月6日、棟方委員、事務局と現地調査をいたしました。転用する農地は、○○集落の北側に位置している畑の転用申請です。面積は281㎡で、転用の目的は普通住宅建築のためとなっています。申請地の周辺は、北側が住宅、東側が町道、南側が畑、西側が排水路であり、付近に被害を及ぼす恐れは無いと認められます。  
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第58号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。  
4番棟方廣光委員。

棟方委員 はい、4番棟方です。それでは、報告いたします。  
去る6月6日、鈴木照子委員、事務局と現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が6件、使用貸借が1件です。  
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項6号には該当しない権利取得と認められます。  
以上です。

議長 それでは、議案第58号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第58号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は6件です。No.1からNo.6について説明いたします。令和5年5月16日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が3件、贈与が2件です。  
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

　　【なし】

議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第59号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第59号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本  
案件は1件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第  
3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
契約期間は、記載のとおりです。  
以上です。

議 長 　　ただいま、事務局より説明のありました議案第58号について、質疑討論ございませんか。

　　【なし】

議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第60号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案第60号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強  
化促進法第18条第1項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は15件です。本案件の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各  
要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

　　【なし】

議 長 　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。  
次に、議案第61号について、事務局より説明願います

事 務 局 　　議案第61号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強  
化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件  
を満たしていると考えます。  
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。  
以上です。

議 長 　　なお、この件に関して鶴田町農業委員会会議規則第25条（委員は、自己又は同居の親族若しくは  
配偶者に関する事項について、その議事に参与することができない。）に基づき、本議案No.1が対象  
である、一戸辰美委員は本案件終了まで退席をお願いします。

　　【一戸辰美委員退席】

議 長 　　事務局から説明のありました議案第61号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

　　【なし】

議 長 ないので質疑、討論を打ち切ります。  
ただちに表決に入ります。  
議案第61号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
本案件が終了しましたので、一戸辰美委員を復帰させます。

【一戸辰美委員着席】

議 長 それでは、議案第61号のNo.2 No.3について質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。  
次に議案第62号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第62号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による旧農業経営基盤強化  
促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は4件です。本案件の計画要請の内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件  
を満たしていると考えます。  
契約期間については記載のとおりです。  
以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

瀬戸委員 はい。15番瀬戸です。確認になりますけども、No.1の法人のところでは新規取得となっているんですが、これは農地を持っていない法人が法人を設立した後で農地を取得しようとしているという解釈  
であっていますでしょうか。

事 務 局 その解釈の仕方であっています。

瀬戸委員 わかりました。

議 長 その他ございませんか。  
ないので、質疑討論を打ち切ります。  
次に議案第63号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第63号鶴田町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正について。  
農業経営基盤強化促進法の一部の改正による、鶴田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な  
構想について、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。  
令和5年度農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しの概要について説明いたします。  
この基本構想については、町が地域において育成すべき農業経営体の規模・生産方式、農業従事の態  
様等、農地利用集積目標など10年後を目標に定めるもので認定農業者の改善計画や認定新規就農者  
の就農計画の主要となるものです。この度、農業経営基盤強化促進法の改正があり、それに合わせて  
町の基本構想も見直しすることになったので農業委員会から意見を求めることとなりました。今回の  
変更の主な内容として、追加項目は農業従事者を増やすための農業を担う者の確保及び育成に関する  
事項、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、それから今後作成予定の農地利用の将来像と  
なる地域計画に関する事項となります。削除項目は、利用権等促進事業、農業従事者の養成等に関す  
る事項となります。次に具体的な変更内容です。農業経営基盤の強化の促進に関する目標、こちらに

つきましては人・農地プランは、人・農地プラン及び地域農業経営基盤強化促進計画へと変更しております。地域農業経営基盤強化促進計画は地域計画といいますが、高齢化・人口減少により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農業者による協議を踏まえ、地域の農業のあり方や将来の農地利用の目標地図を描くもので令和7年3月までに策定されることとなっております。青森県農業経営・就農サポートセンターへの経営相談などという文言を追加しておりますが、このサポートセンターは農業経営者や就農希望者に対して経営相談、各種支援の情報提供を行う機関です。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標は項目番号を変更しております。その下にある第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項は新設です。新規就農者を増やすためサポート体制を整備すること、町としての取り組みや関係機関との連携方法、役割分担等を記載しております。第3効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項、こちらは項目番号を第4に変更し、農用地の利用関係の改善を効率的かつ総合的な利用に変更しております。こちらは法改正によるものです。そして、第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項です。利用権設定等促進事業に関する事項、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の促進に関する事項につきましては削除しております。その下、第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項について、こちらは新設となっております。こちらは地域計画作成の協議の場の設置方法、区域の検討の決め方となっております。第6その他、利用権設定等促進事業は削除されましたが、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととして、附則へ記載しております。なお、本日配布の基本的な構想本文と新旧対照表は説明を割愛させていただきますので後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

瀬戸委員 　　はい。15番瀬戸です。質問です。以前からこの農用地利用集積計画というものがあって、農地中間管理機構が入ったりして形態が変わってきていると思うのですが、法律の改正等があるとその状況がうまい具合に進んでるようなことがわかるものはあるのでしょうか。

事務局 　　中間管理機構を通しての売買や貸借に関しては、年度ごとにどのくらいの農地が移動しているかは各市町村ごとに県に報告はしておりますが、その、うまいの観点というのは様々だとは思いますが、いい具合に進んでいるのかというところは気になるころではありますけれども、今回改正になったということは更に強化するべきであるという意味合いが込められていると思っております。国が理想としているものにはまだなっていないのでこのような改正があるのだと思っている次第です。

以上です。

議長 　　よろしいでしょうか。

瀬戸委員 　　私を感じるに、法律ばかり強化して末端まで行き届いていないのかなと、がんじがらめになっているようですっきりしない部分がありましたので質問させていただきました。

事務局 　　おっしゃるとおり、会長が会議に出席した際にも農水省と末端との齟齬があるのかなとは感じておりますし、現場の思いとは結構違うのだと思っています。

会長 　　会議に出席しても、見える化するとか地図に明確に位置するとか聞きますが、現実問題うまく進んではないということでした。

事務局 　　一部の人たちの意見でですねそのようになったのではないかと、些か賛成しかねる部分もあるなどというには思っております。

議長 　　よろしいでしょうか。  
その他なにかございませんか。

【なし】

議 長 ないようなので、質疑討論を打ち切ります。  
それでは、表決に入ります。議案第57号から議案第60号、および議案第61号のNo.2からNo.3  
および議案第62号から議案第63について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。  
次に、報告第36号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第36号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書  
を受理したので報告する。  
No.1 No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。  
合意解約した日につきましては、記載のとおりです。  
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。  
次に報告第37号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。  
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。  
No.1からNo.6については、相続により所有権を取得したものです。  
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので質問を打ち切ります。  
次に報告第38号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第38号令和4年度事務報告について。  
令和4年度農地権利移動等事務報告。各合計を読み上げて報告とさせていただきます。  
転用は合計5件で面積2,001㎡。権利移動は合計217件で面積1,208,412㎡。  
解約は合計38件で面積282,238㎡となっております。  
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。  
暫時休憩します。(午後4時27分)

【暫時休憩】

議 長 | 再会します。(午後4時31分)

議 長 | 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第16回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時32分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月14日

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_